## 安藤誠二 英米法研究

談論アメリカ契約法 第14講

## 連邦制と各州主権

(第43代大統領の地位を争ったブッシュ対ゴア事件)

安藤 誠二

- 21 世紀の黎明から日数も浅い或る日の午後、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は、お屠蘇気分も未だ醒めやらぬ心地ながら、相前後して荒井老年の家に集合した。話題は参会者が一様に予想していた通り、アメリカ大統領選挙を巡るブッシュ陣営とゴア陣営の熾烈な訴訟合戦に集中した。連邦と各州の二重主権制度(system of dual sovereignty)、特に司法権を巡るそれは、契約法に関する訴訟にも無縁とは言えないため、一同の関心は高い。
- 荒井(A)「皆さんの関心度が頗る高いため、今日のテーマを急遽変更しました。 フロリダ州の大統領選挙人選出に関するブッシュ陣営とゴア陣営の争い です。」
- 馬場(B)「一昨日のファックスでご連絡を受けたので、連邦最高裁の判決を一 応読み直しました。」
- 千葉(C)「私も同様です。それに加えて、フロリダ州最高裁の判決にもざっと 目を通しました。」
- 土井(D)「私も皆さん同様一応の準備をしてきました。アメリカの全国紙とフロリダ州内の地方紙に掲載された報道と論説もいろいろと集めました。」
- 荒井「聞いていると土井君が一番詳しいようです。(笑い)36日間に及ぶ異例の紛糾について、土井君から口火を切って貰いましょう。」
- 土井「昨年 11 月 7 日には、大統領選挙だけでなく、上下両院の議員選挙も同時に行われました。現大統領夫人のヒラリー・クリントン(First Lady Hillary Rodham Clinton)や、投票日の 3 週間前に航空機事故で死亡したミズーリ州知事のメル・カーナハン(Missouri Gov. Mel Carnahan)が上院議員に選出されたことなど話題には事欠きません。しかしアメリカ国民の関心は、当然ながら、テキサス州知事のジョージ・ウォーカー・ブッシュ(Texas Gov. George Walker Bush)と現副大統領アルバート・ゴア・ジュニア(Vice President Albert Gore Jr.)のどちらが第 43 代アメリカ大統領に選ばれるかの一点に集中しました。」
- 千葉「11月7日は荒井さんの誕生日です。」
- 荒井「よくご存じで。(笑い)4年毎のオリンピック開催年に行われる大統領

- 選挙は、11 月第一月曜日に次ぐ火曜日(first Tuesday after first Monday in November)が投票日と決まっています。私の誕生日と重なったのは単なる偶然です。」
- 千葉「11 月 2 日から 11 月 8 日の間の火曜日ですね。7 分の 1 の確率ですから 偶然とも言えない。」(笑い)
- 馬場「結局、紆余曲折を経て、フロリダ州の選挙人 25 人を獲得したジョージ ダブリュー・ブッシュが次期大統領(president-elect)に決まりました。異 例ずくめの選挙でしたね。」
- 土井「全国民の投票総数(national popular vote)1億3百万の中、30万票以上の差で敗れたものの、全米で獲得した選挙人票数271がゴアの得た票数267を上回ったため、ブッシュが勝ち名乗りを上げました。」
- 荒井「投票総数と選挙人票が逆転したのは、1888 年にベンジャミン・ハリソン(Benjamin Harrison)がグローヴァー・クリーヴランド(Grover Cleveland)を破った時以来のことです。史上4人目です。」
- 土井「267票の選挙人を獲得して敗れた大統領候補は史上初めてですね。」
- 千葉「選挙人の過半数は 270 ですから、ゴアの票はこれを僅か 1 票上回るだけです。」
- 馬場「大接戦でしたね。」
- 荒井「1876 年以来でしょう。その時は、ラザーフォード・ビー・ヘイズ (Rutherford B. Hays)がサミュエル・ジェイ・チルデン(Samuel J. Tilden)に 対し選挙人票差僅か1票で勝っています。」
- 土井「ブッシュは 54 人の選挙人団を送る大票田のカリフォルニア州で敗れました。」
- 荒井「それも珍しい。1880 年にカリフォルニア州を落としたジェームズ・エイ・ガーフィールド(James A. Garfield)が大統領の座を占めました。共和党の大統領としてはそれ以来でしょうね。」
- 千葉「父子二代に亘ってホワイト・ハウスの主になった例も稀です。」
- 荒井「1825 年に大統領となったジョン・クウィンシー・アダムズ(John Quincy Adams)以来です。」
- 馬場「経済が大繁栄し、社会的不安要素も特に見当たらないこの時期に、現職副大統領が敗れたのも異例と言って良いでしょうね。」
- 土井「ゴアは自州(home state)のテネシー州で敗れました。」
- 荒井「いろいろ出てきますね。(笑い)1972 年にジョージ・マックガヴァン (George McGovern)が自州のサウス・ダコタを失った例があります。ところでアル・ゴアの名誉のために一言付け加えます。ゴアが全米で集めた票数約5千万票は1984年のロナルド・レーガン(Ronald Reagan)以来の好

得票です。」

- 馬場「議会の党派構成も変わりましたね。」
- 千葉「上院(the Senate)は 50 対 50 で民主・共和両党の議席が同数で拮抗しています。」
- 荒井「上院が半々に割れたのは 1881 年以来のことです。」
- 土井「リチャード・ビー・チェニー(Richard B. Cheney)は1月20日に副大統領に就任し、上院議長を現副大統領アル・ゴアから引継ぐことになります。上院議長には、法案に対する賛否の票が同数に割れる場合に限って、議決権が与えられます。結果的には、議長の議決権行使によって、与党共和党が1票上まることになりますね。」
- 千葉「下院(the House of Representatives)は共和党 221 議席に対して、民主党 211 議席です。その他に諸派閥 3 議席となっています。」
- 馬場「民主党は212議席だったのでは?」
- 荒井「第 107 回議会が 1 月 3 日に開会し、下院の議長が選出されました。その際、オハイオ州選出の民主党議員ジェームズ・エイ・トラフィカント (Rep. James A. Traficant (D-Ohio))が民主党リーダーのリチャード・エイ・ゲッパート議員(Minority Leader Richard A. Gephardt (D-Mo.))ではなく、前議長で共和党員のジェイ・デニス・ハスタート(Rep. J. Dennis Hastert (R-III.))に票を投じたため、トラフィカント議員は民主党から外されたのです。」
- 土井「共和党がホワイトハウスと上下両院を支配するのは久しぶりですね。」
- 荒井「約半世紀前、ドゥワイト・ディー・アイゼンハウアー政権(the administration of Dwight D. Eisenhower)の最初の2年間以来のことでしょうね。」
- 馬場「獲得票数や議会の党派構成に話が深入りすると、今日のテーマから脱線することになりませんか?」
- 荒井「いいえ。そうでもありません。差当たっての関連は二つあります。一つは大統領選挙人団(Electoral College)、他は新大統領の国民から受けた信任乃至負託(mandate)の問題です。」
- 千葉「大統領選挙人団の機能は判り難い。」
- 土井「日本で総裁公選論を唱える人は、よくアメリカの大統領選挙を例に引きますが、選挙人団の制度を理解しているかどうか疑わしい面があります。」

- 荒井「それでは、この問題から入りましょう。土井君に報告願います。」
- 土井「承知しました。選挙人団の制度を定めた合衆国憲法(the U.S. Constitution) が制定されたのは 1787 年のことです。大統領は各州が指名した選挙人によって選ばれます。そしてこの選挙人を選択する方法は各州が自由に決定できるのです。」
- 馬場「1860 年迄には、サウス・キャロライナ州を除いて、殆どの州が選挙人 団選出のための普通選挙(popular election)を採択しています。」
- 千葉「1887年に施行された連邦法に選挙人票数法(Electoral Vote Count Act)があります。選挙人選択手続きを採択する権限(authority)を各州議会(state legislature)に与えたのです。」
- 荒井「それが今回の紛糾を理解する要ですね。」
- 馬場「各州に割り当てられる選挙人の数は州人口を基準としていますね。」
- 荒井「各州から選出される連邦議会議員数と同数になっています。上院議員 は州人口と無関係に各州が二人ずつです。下院議員数は人口比になって います。」
- 土井「一寸待って下さい。それでは数が合いません。50 州から二人ずつで上院議員数が100です。下院は共和党221人、民主党211人、諸派3人として、合計435人です。議員の合計数は535になります。ここまでは問題ない。ところが選挙人の総数は538でした。3人水増しです。」(笑い)
- 荒井「新春早々追及が厳しいですね。(笑い)首都ワシントンのあるコロンビア特別区は3名の大統領選挙人を選びますが、連邦議会には議席がありません。」
- 千葉「フロリダ州からは 2 名の上院議員と 23 名の下院議員が連邦議会に出て いるのですね。」
- 土井「州の選挙人全員を州民投票数の多かった候補が獲得することになって いますが、これには異論は出ないのでしょうか?」
- 荒井「勝者独り占め(winner-take-all)には例外があります。メイン州(Maine)と ネプラスカ州(Nebraska)では、選挙区毎(district-by-district)に選挙人を選 んでいます。」
- 土井「下院議員数に見合う選挙人はそれで良いのでしょうが、上院議員 2 名 に相応する選挙人はどうして選ぶのでしょうか?」
- 荒井「今日の土井君は細かいところに気が付きます。(笑い)州全体で最高票 を得た選挙人に2票が与えられます。」
- 馬場「確か得票数比例案(proportional vote plan)が出たこともありますね。」
- 荒井「州民投票数を基礎に州選出選挙人を案分する比例票法案が 1950 年に上 院で採択されましたが、下院で葬られています。」

- 千葉「大統領選挙人団については、時代錯誤である(anachronistic)とか非民主 的である(anti-democratic)とか論議が喧しいのに、過去 200 年以上に亘っ て命脈を保っているのは何故でしょうか?」
- 馬場「実際 700 件以上の廃止案または改正案が議会に上程されていますが、 成功した例しがありません。憲法改正には上下両院それぞれに 3 分の 2 以上の賛成が必要ですし、全米で 4 分の 3 以上の州議会の批准が必要で す。手続的にも国民の直接選挙を実現するのは難事(daunting task)です。」
- 土井「連邦法や州法で改訂する余地はないのですか?」
- 千葉「先程のメイン、ネブラスカ両州の例があります。」
- 荒井「全くその通りで、或る程度は可能です。下院議員選挙区毎に選挙人を 割り当てるとか、各大統領候補毎に州民の得票数に比例して選挙人を配 分することなどです。」
- 千葉「馬場さんの言われる手続き上の問題も然りながら、他にも大きな問題 がありそうですね。」
- 馬場「お屠蘇の酔いも醒めて冴えてきましたね。」(笑い)
- 荒井「全くです。連邦制に関わる重大な問題です。大統領選挙人団の制度は、 1787 年フィラデルフィアで開かれた合衆国憲法制定会議(the Constitution Convention)に於いて、連邦政府に同等の代議権を求める小規模州の脱退を回避するために採られた大妥協(Grand Compromise)の一部です。大規模州の代表が人口だけを基準とする代議権を主張したのに対して小規模州の代表が頑強に抵抗したのです。」
- 土井「上院制度が関係しそうですね。」
- 荒井「お察しの通りです。大妥協には二つの要があって、一つが上院の創設、 他が大統領選挙人団の導入です。」
- 千葉「確かに上院は人口と無関係に各州が2名ずつ議員を送っています。」
- 馬場「選挙人の数にも人口比の下院議員数と各州同数の上院議員数が反映しています。」
- 荒井「ジョン・エフ・ケネディー(John F. Kennedy)が未だ上院議員だった 1956年のことです。選挙人団制度の改正案が上院に提案されたのです。ケネディー上院議員は、連邦制度維持のために選挙人団が必要であることを力説して、改正案反対派の陣頭に立ちました。」
- 土井「ケネディーの出身地マサチューセッツ州は小規模州ですね。」
- 荒井「理由の一つかもしれません。しかし、建国の父祖(Founding Fathers)の 意志を重んじた大政治家の反対行動と読むべきでしょうね。彼はこう言っています。『我々が議論しているのは、単に大統領選出のための参政権単位の問題に留まらず、政府権力体制の全体像である。太陽系の一構成

要素で力の均衡を変革しようと求めるなら、他の構成要素も検討する必要が生じる。』(It is not only the unit vote for president we are talking about, but a whole system of government power. If it is proposed to change the balance of power of one of the elements of the solar system, it is necessary to consider the others.)」

- 馬場「他の構成要素とは上院のことですね。」
- 荒井「その通りです。ケネディーの考えによれば、改革者が『一人一票』(one man, one vote)の原則を謳って、現行連邦制度の根幹を揺るがそうと真に望むのなら、最初に行うべきは上院の廃止だったのです。」
- 馬場「上院の廃止説は聞いたことがあります。」
- 荒井「本件と関わりはないのでしょうが、環境保護団体の綱領にあります。」
- 土井「今回始めて判ったのですが、選挙結果が判明してもその後に幾つかの 段取りがあるのですね。」
- 馬場「フロリダ州ではキャサリーン・ハリス州務長官(Secretary of State Katherine Harris)が州法で定められた権限を行使して、州民投票の結果を発表し、勝者をブッシュ候補と認定しました。当初は投票日の1週間後11月14日に認定が行われる筈でしたが、訴訟合戦で紛糾し、11月26日に遅れて正式認定されました。最終結果はブッシュ2,912,790票、ゴア2,912,253票、両者の得票は僅差の537票でした。」
- 千葉「得票差は全投票数の 0.009 パーセントですね。ハリス長官はブッシュ陣営のフロリダ州選対共同本部長を務めていました。利益相反(conflicts of interest)の問題は生じなかったのですか?」
- 荒井「共和党員であるとか、ブッシュの支持者であること自体は大きな問題となっていません。但し、ブッシュ候補の実弟であるフロリダ州知事のジェブ・ブッシュ(Gov. Jeb Bush)は再開票手続きから除斥(recuse oneself)していました。」
- 千葉(怪訝そうに)「ふーん。」(笑い)
- 馬場「次に選挙人 25 人は、12 月の第三水曜日に次ぐ最初の月曜日である 12 月 18 日に首都タラハシー(Tallahassee)に集合し、ブッシュとチェニーに票を投じました。しかし最終的に次期大統領と副大統領が確定したのは、両院議員総会(Joint Session of Congress)が選挙人票を正式に確定した1月6日のことでした。」
- 土井「大統領就任式の2週間前ですね。」
- 荒井「疲れたでしょう。少々休憩を取ります。」

荒井夫人が手製の干し柿を出してくれた。歯当たりの良さと舌への感触

が程良い甘味と調和して滋味この上ない。

話が不誠実選挙人(faithless electors)に及んだ。対立候補に票を投じる選挙人である。カリフォルニア、フロリダなど 29 州とコロンビア特別区が法律で州の勝者への投票を強制している。ミシガン、ノース・キャロライナ、ユタの 3 州では不誠実選挙人の投票は無効となり、他の選挙人が票を補充する。ニュー・メキシコ、ノース・キャロライナ、オクラホマ、サウス・キャロライナ、ワシントンの 5 州では、刑事罰さへ定めている。しかし懲罰を受けた不誠実選挙人の例はない。懲罰は違憲との意見すらある。

荒井「それではフロリダで何が起こったのか、土井君に解説を願います。」

土井「話が円滑に進めばよいと考えて、主だった出来事を時系列に纏めた簡単な日誌 を準備しました。」

馬場「手回しが良いですね。」

千葉「土井日誌があるのですから、論議を一挙にフロリダ州最高裁判決と連 邦最高裁判決に移したらどうでしょうか?」

馬場「私もそう思います。」

荒井「皆さんが納得されるなら異存ありません。11 月 21 日のフロリダ州最高 裁判決から入りましょう。」

千葉「争点は?」

土井「郡選管が郡全域での手作業集計を正当化できるのはどの様な事情があるときか、これが一つの争点です。」

馬場「州公職選挙法の解釈如何ですね。」

土井「もう一つの争点は、州務長官と州選管は、投票日の 1 週間経過後に郡 選管から提出された再集計結果を受理しなければならないかどうかの問 題です。」

千葉「これも州公選法の解釈ですね。」

馬場「そうです。」

荒井「それでは第1の争点から。」

馬場「州法によれば、候補者や選対本部は、郡選管が選挙結果を認証する以前であれば、郡選管に対して手作業再集計を求めることができます。文書による再集計申立てを受けた郡選管は、自己の裁量で、郡内一部地域での手作業標本再集計(sample manual recount)は開始することができます。動詞は"may"です。」

千葉「動詞が関係するのですか?」

荒井「大いに関係します。」(笑い)

馬場「標本再集計によって、選挙結果に影響を及ぼす可能性のある『開票上

- の誤り』(error in the vote tabulation)が指摘されるときは、郡選管は全ての投票用紙を手作業によって再集計しなければなりません。ここで用いられている動詞は"shall"です。」
- 荒井「『開票上の誤り』の解釈について州当局と郡選管で意見が分かれましたね。」
- 土井「州当局は『開票上の誤り』を集計機械の不具合作動に限定して考えて いたようです。」
- 馬場「州最高裁は、州公選法の他の条項に現れる文言を参照した上、『開票上の誤り』には集計機械から得られた得票数と手作業標本再集計による票数の不一致が含まれると広義に判断し、郡選管の解釈に軍配を挙げました。」
- 千葉「郡選管が手作業再集計を行えることは判りました。問題は州当局がその結果を尊重するかどうかですね。」
- 荒井「州法の規定には重要な点で矛盾があるのです。」
- 土井「州最高裁は問題が二つあると言っていますね。」
- 馬場「州公選法によれば、郡選管は投票日から 7 日以内に開票結果を州当局に提出しなければなりません。」
- 千葉「先程の規定と運用上抵触しそうですね。」
- 馬場「そうです。仮に投票日の 6 日後に候補者等が異議を申し立て、手作業標本再集計の結果郡全域の手作業再集計が必要になったとすると、作業にはどう見ても数日掛かりますから、投票日 7 日後の州当局への提出期限には間に合いません。」
- 千葉「他の矛盾点は?」
- 馬場「郡選管が選挙結果を報告する州当局とは、実は州知事、州務長官及び 選挙局長の3名から構成される州選挙管理委員会(the Election Canvassing Commission)のことです。州選管は全ての郡から公式結果を受け取り次第、 選挙結果を認証して勝者を決定し宣言しなければなりません。しかし、 投票日後7日以内に提出しない郡があれば、その郡の全投票を無視し、 提出のあった郡の結果のみを認証しなければならないのです。」
- 荒井「動詞は全て"shall"ですから、この規定は強制的(mandatory)です。」
- 馬場「ところが別の規定では、州選管は 7 日後の期限までに受け取らない開票結果を無視して良く、遅滞した郡選管委員に遅延一日ごとに 200 ドルの罰金を科さなければならないとなっています。」
- 荒井「前段の動詞は"may"で、後段のそれは"shall"ですね。前者は随意的 (permissive)です。」
- 千葉「郡選管が 7 日以内に結果を報告しなければならず、遅滞すれば罰金を

- 個人的に支払わなければならないことは判ります。 しかしどういう場合 に罰金が科せられることになるのか明瞭性を欠きますね。」
- 土井「立法者意思(legislative intent)の確定ですね。」
- 千葉「手法はいろいろあります。例えば、特別規定は一般規定に優先します。」
- 荒井「判決はその他にも綿密な分析を展開しています。」
- 土井「制定の新しい規定は古い規定に優先します。」
- 千葉「矛盾する他の規定の意義を失わせるような解釈は避けなければなりません。」
- 荒井「皆さん良くご存じです。」(笑い)
- 馬場「私からも。(笑い)関連する規定を結合した全体(cohesive whole)として 把握する必要があります。」
- 荒井「詳細は省略しますが、判決はこのような手法を駆使して、"may"を"shall" に優先させたのです。」
- 千葉「法規の構成上から解釈すると、郡選管が期限に遅れても、州選管は郡 の開票結果を無視することを義務付けられているのではなく、無視する ことを許容されているのですね。」
- 荒井「その通りです。」
- 土井「そうであれば、次には、州選管による手作業再集計結果の無視が法的 に正当化される事情を究明しなければなりません。
- 馬場「州最高裁はフロリダ州憲法の冒頭を飾る権利宣言(Declaration of Rights) に言及して参政権(the right of suffrage)の至高性を説いています。」
- 千葉「大上段に構えたものですね。」(笑い)
- 荒井「要は、選挙法の基本的目的を見失ってはいけないと言うことでしょうね。法規上に現れる技術的制約の効果を強めて基本的権利を侵してはならないのです。25 年前のフロリダ州最高裁判例に『選挙訴訟での指導原理は、人民の意思であって法規定への過度の技術的信頼ではない。』(the will of the people, not a hypertechnical reliance on statutory provisions should be our guiding principle in election cases.)と言う趣旨の文言があります。」
- 土井「投票者意思を強調していますね。」
- 千葉「重要な問題は投票者意思を見出す具体的基準ですね。不分離のチャド を何を基準に有効と無効に判別するか容易ではありません。」
- 馬場「判決はイリノイ州最高裁の判例を引用しています。その趣旨を要約するとこうなります。投票者意思が相当の確度で確認できるときは、押し抜きした小紙片が投票用紙から完全に分離していないとの理由だけで、 投票者の選挙権を剥奪してはなりません。不完全分離がどのような理由に基づくものであっても、投票者意思が公平且つ充分に確認できるとき

- は(where the intention of voter can fairly and satisfactorily ascertained) その意思に効果を与えるべきです。」
- 千葉「投票日後 7 日の締め切りが絶対的なものでなく、しかも投票者意思の 尊重が大切であるとしても、結果集計を無為に引延ばすこともできませ ん。」
- 荒井「州最高裁判決は二つの時間的制約を考えています。集計結果が遅れて、 (1)敗者に認証に対する異議申立て(contest)の機会を時間的に失わせる場合、及び(2)フロリダ州が連邦の選挙手続きに参加できなくなる場合です。」
- 馬場「結論として、州最高裁は手作業再集計結果の提出期限を 11 月 26 日午後 5 時に定めました。そして州選管に対してそれまでに提出された訂正結果を認証得票数に加えるよう命じました。」
- 土井「その結果私の日誌にある通り、11月26日には、ハリス州務長官によって得票数が勝ったと正式に認定されたブッシュ候補が、フロリダ州の選挙人25名、即ち次期大統領の座を射止めたと思われたのです。」
- 千葉「得票差は537票でしたね。」
- 馬場「そして両者の訴訟合戦が紆余曲折を経た後、12 月 4 日に連邦最高裁の 判決がでました。」
- 土井「全裁判官一致の法廷意見(per curiam)でした。」
- 千葉「集計締め切り期限を 12 日間延長したフロリダ州最高裁の判決を、少なくも一時的には、破棄した形になっていますが、この連邦最高裁判決は、 どちらの候補を勝たせたことになるのか当初は不明でした。」
- 馬場「連邦最高裁がフロリダ州最高裁に投げかけた質問が重要ですね。」
- 土井「そこが少し判り難い。判断の基礎が州憲法にあるのか、それとも州法 にあるのかとの質問です。」
- 千葉「州憲法を根拠としているなら異議があり、州法が判断の基礎にあるの なら問題がないと言っているように感じます。」
- 土井「一見、逆に思えますが?」
- 荒井「合衆国憲法は大統領選挙人選出の権限を州議会に与えています。各州議会は選出方法を自由に定めて良いのです。フロリダ州について言えば、大統領選挙人の選出方法は州公職選挙法に規定を置いています。ところが州法の解釈に関しては州最高裁の判断が最終的と言って良く、連邦最高裁が容喙することは殆ど稀です。従って、先の州最高裁判決が州選挙法の解釈であるなら連邦最高裁としては発言し難いのです。」
- 千葉「州憲法の解釈も同様でしょう?」
- 馬場「尤もですね。」

- 荒井「ところが州憲法の問題となると話は別です。州裁判所が不明瞭な判断を下すと連邦憲法の問題となり得るのです。」
- 馬場「本事件に関しては、そもそも連邦最高裁に管轄権(jurisdiction)があるのか、いったい何が連邦問題(federal issue)か、と学界や法曹界で喧しい議論が展開されましたね。」
- 土井「そこで、フロリダ州最高裁は連邦最高裁の意を汲んだ判決を出し直すと誰もが考えていた矢先に、突然事態は急展開しました。12 月 8 日のことです。」
- 千葉「賛否が 4 対 3 に割れた判決で、州内全郡での手作業集計を命じたフロリダ州最高裁の判決は衝撃的でした。」
- 土井「大統領の座をほぼ掌中にし、楽観ムードが漂い始めたブッシュ陣営の みならず、意気消沈気味のゴア陣営にも青天の霹靂でした。」
- 千葉「アンダーヴォート(undervote)、つまり機械集計では識別不能のため無効票扱いになっていた票の数は4万3千を超えていました。」
- 土井「レオン郡巡回裁判所のサウルズ判事は、疑問票を集計する必然性、つまり選挙結果が変わる合理的蓋然性(reasonable probability)が証明されていないと、ゴア陣営の手作業集計の要求を斥けましたが、最高裁の多数意見によると、これは究極的な八方塞がり(the ultimate Catch-22)を強いるものです。」
- 千葉「キャッチ・トゥウェンティー・トゥーはジョゼフ・ヘラー(Joseph Heller)の小説ですね。」
- 馬場「マイアミ・デイド郡の疑問票 9 千票にどの程度有効票が含まれているか、そしてそれが選挙結果にどの様な影響を与えるかは、実際に手作業集計で確かめなければ判らない筈です。集計自体が証明になるのに、それを認めずに証明せよとは打開不能な不条理です。」
- 千葉「しかし何らの証明も不必要とは言えません。」(笑い)
- 土井「選挙結果に疑いを抱かせるに充分な数の有効票が機械集計から漏れて いることを証明すれば良いと判決は言っています。」
- 千葉「何が有効票であるかは、どうして決めるのですか?土井日誌によると、 パンチ穴が不完全な票には、ぶら下がり小紙片(hanging chads)、凹型小 紙片(dimpled chads)、凸型小紙片(pregnant chads)などがあります。」
- 土井「州最高裁判決は、投票者の意思(the intent of voter)を明白に示す投票用 紙は有効票(legal vote)であると言います。」
- 千葉「抽象的に過ぎませんか?」
- 荒井「ゴア陣営はぶら下がり小紙片は勿論、凸凹型小紙片も投票者の意思が 示されていると考えていたようです。」

- 馬場「結局、州最高裁は有効票の詳細までは論議していません。」
- 千葉「反対意見は?」
- 土井「大統領選挙の結果確定のため週末に慌ただしく行う集計を認めるとすれば、如何ほどに広範囲の国家的混乱を惹起するか、多数意見は理解していないとウェルズ長官(Chief Justice Wells)は述べています。」
- 荒井「他の 2 判事はこのように混乱した状況の下で行われる集計には信頼性が欠如している(no faith or credibility could be placed)と言います。」
- 千葉「とは言え、既に選挙への信頼は揺らいでいるのではないですか?」
- 土井「当裁判所は、司法制度を遵守する宣誓責任(sworn responsibilities)とその 役割(its role)を履行するため最善を尽くすほか無いと、多数意見の判決 は言っています。」
- 千葉「好き好んで関与したのではない。」(笑い)
- 荒井「似たような表現は後の連邦最高裁判決にも出てきます。」
- 土井「州最高裁の破棄判決を受けて、レオン郡巡回裁判所は口頭弁論を開いて両者の意見を聞いたうえ、州最高裁の示す投票者意思基準(voter-intent standard)の判断を各郡選管に委ねました。」
- 千葉「災いの種ですね。」(笑い)
- 馬場「州議会も動き始めました。再々集計の結果もしゴア側が勝つとすれば、 ブッシュ支持の選挙人団を選出しようとの策です。」
- 千葉「州議会は共和党が多数派ですね。二つの選挙人名簿(slates of electors)ができると、どうなるのでしょうか?」
- 荒井「連邦議会が決定します。ブッシュ派選挙人団とゴア派選挙人団の二者 択一に限らず、フロリダ州票全体が無効となることすら考えられます。」
- 千葉「第三のケースですとアル・ゴアが次期大統領となりますね。」
- 荒井「これからが議論の本番です。その前に休憩を取りましょう。」

荒井夫人が準備してくれた八朔蜜柑の酸味が疲れ気味の脳に快い刺激を与える。酸味を嫌って収穫せず観賞用に留めているため、庭先の樹木が緑と黄色で美しく彩られている家庭もあるが、それはそれとして酸味もまた捨て難い。

2001 年 1 月 3 日、第 107 回議会が開会した。半世紀ぶりに共和・民主両党の議席が拮抗している。上院は 50 対 50 の同数ながら新大統領就任まで東の間はアル・ゴア副大統領が議長を務めるため、民主党が多数となる。下院は共和党 221 議席、民主党 211 議席、諸派 3 議席である。

1月6日、各州選挙人団の投票結果を承認する両院議員総会が開かれた。 皮肉にもゴア副大統領が上院議長職最後の仕事として議長を務めた。 アルファベット順に呼び上げられる各州の票が順次確認されたが、カリフォルニア州の選挙人得票 54 票がブッシュ支持と披露されたとき、議長は陽気に右拳を上方に突き上げたと言う。

フロリダ州の選挙人投票 25 票については、黒人下院議員団から 10 数回の異議申立てが為された。少数民族が投票の機会を剥奪された事例を理由とする。しかし異議申立てに必要とされる上院議員の署名がないため、ゴア議長は、その都度小槌を叩いて場内を制し、申立てを却下した。

抗議退席した黒人議員の先頭に立った人権運動家のジェシー・ジャクソン下院議員(Rep. Jesse L. Jackson Jr. (D-III.))が議長に近寄り「我々は最善を尽くした。」と言ったとき、アル・ゴアは微笑みながら「議長はイリノイ州選出の紳士に感謝する。」と答えたと伝えられる。

- 荒井「12月9日に連邦最高裁は、既にフロリダ州で再開していた疑問票4万3 千票の手作業再集計を差止める決定を下しました。ブッシュ陣営から申 請のあったフロリダ州最高裁判決の執行停止(stay)を認めたのです。法廷 意見は5対4に割れています。ブッシュ陣営から請求があったのは判決 の執行停止だけでしたが、最高裁はこれを本案審理の申立てと見なし、 上告を認可したのです(the petition of a writ of certiorari is granted)。そして 口頭弁論を12月11日に開くと発表しました。」
- 馬場「一説によると、その時点でブッシュ候補のリードは 96 票まで減少して いました。」
- 荒井「差止め命令には異例なことですが、決定には同意意見(concurring opinion) と不同意意見(dissenting opinion)が附けられています。多数派を代表するアントニン・スカリア判事(Justice Antonin Scalia)は、適法性に疑問のある票を計算すると、当選者の合法性を混乱させてブッシュ候補と国家に修復不能な損害(irreparable harm)を与える虞があると力説し、『集計を先に、適法性の判断は後で』(Count First and rule upon legality afterwards)は、民主政体の安定に不可欠な国民の承認が得られる選挙結果を生み出す処方箋ではないと断定しています。」
- 馬場「スカリア判事はもう一歩踏み込んでいましたね。」
- 荒井「本案に関しても上告人が勝訴する蓋然性が極めて高いとまで言ってい ます。」
- 千葉「不同意意見は?」
- 土井「ジョン・ポール・スティーヴンス判事(Justice John Paul Stevens)でしたね。」
- 荒井「スティーヴンス判事によれば、多数意見は過去の連邦最高裁が一貫し

て遵守してきた司法府の抑制(judicial restraint)に関する至高な三原則を逸脱しています。」

馬場「この件は大切です。」

千葉「特別に?」(笑い)

馬場「アメリカの政体を理解する要です。」

荒井「第一が州法の問題です。連邦最高裁は徹底して州最高裁の意見を尊重してきました。」

千葉「契約法判例を読んでいて、しばしば遭遇することです。」

荒井「第二に、決定が連邦政府を構成する他部門に深く関わるときは、連邦 最高裁は管轄権を狭義に解釈し、その行使にも注意深さを保ってきました。」

土井「立法府と行政府のことですね。」

千葉「第三は?」

荒井「連邦憲法の問題に関して連邦最高裁は、下級裁判所の適切な審理を経たものでなければ、意見表明を慎重に避けてきたのです。」

千葉「今回はこの全てに違背すると言うのですね。」

馬場「多数派の行為は無分別だ(The majority has acted unwisely.)と手厳しい。」

土井「スカリア判事の言う修復不能は逆も言えるのでは?」

馬場「全くです。スティーヴンス判事も、執行停止命令は上告人の本案勝訴と同効果をもたらす危険があるため、被上告人、更にはより重要に、社会全般に対して、修復不能な損害を与える危険を指摘しています。再集計の継続を阻止すると、選挙の適法性に暗雲を投げかけると懸念しています。」

千葉「本案勝訴と同効果とは、連邦法が規定する日限の 12 月 12 日が切迫しているからですね。」

荒井「その日限については、問題無きにしもあらずです。しかし、それは後で論じましょう。」

土井「連邦最高裁判事の構成が今回の判断を左右したのでは?」

馬場「多数派はウィリアム・エイチ・レーンキスト長官(Chief Justice William H. Rehnquist)、サンドラ・デイ・オコンナー判事(Justice Sandra Day O'Conner)、アンソニー・エム・ケネディー判事(Justice Anthony M. Kennedy)、クラレンス・トーマス判事(Justice Clarence Thomas)、それに同意意見を書いたスカリア判事の 5 人です。少数派は不同意意見を書いたスティーヴンス判事の他、デイヴィド・エイチ・スーター判事(Justice David H. Souter)、ルス・ベイダー・ギンズバーグ判事(Justice Ruth Bader Ginsburg)、スティーヴン・ジー・ブレイヤー判事(Justice Stephen G.

Breyer)の4人です。」

- 千葉「多数派が保守的、少数派が進歩的と考えて良いのですね。」
- 土井「党派色で言えば、前者が保守党、後者が民主党となりますね。」
- 荒井「多数派の中でも、穏健的保守派であるオコンナー判事とケネディー判事は決定的浮動票(critical swing votes)とも呼ばれ、二判事がどちらに組みするかで法廷判断が左右されます。」
- 千葉「連邦最高裁について制度上の危機(institutional crisis)を論じる人がいます。」
- 馬場「今回は党派的観念(partisan ideology)で意見が割れましたが、裁判官個人の人生観(judicial philosophy)で意見が対立することがあります。後者の関連で制度上の危機が叫ばれた過去の例に人工中絶の問題がありました。」
- 荒井「よく勉強されていますね。」
- 土井「1973年のロウ対ウェイド事件(Roe v. Wade)ですか?」
- 千葉「連邦最高裁は、女性が妊娠中絶する権利を憲法上のプライヴァシーの 権利として認めました。」
- 荒井「ほう!感心ですね。」(笑い)
- 馬場「私の言うのは、ロウ対ウェイド事件判例を維持すべきか、それとも覆すべきかの問題が、連邦最高裁で論議された 1992 年の産児制限協会対ケイシー事件(Planned Parenthood v. Casey)です。」
- 荒井「その時オコンナー判事とケネディー判事に加えてスーター判事が署名した異例な意見は極めて示唆に富んでいます。」
- 土井「異例と言いますと?」
- 荒井「三判事はロウ対ウェイド事件の先例がなければ妊娠中絶に反対したであるうと言うのです。」
- 千葉「それにも拘わらず、先例を固守する立場を取ったのですね。」
- 土井「理由を聞きたいものです。」
- 荒井「そう来ると思いました。」(笑い)
- 馬場「連邦最高裁の真の権力はその合法性(legitimacy)だけにあると三判事は言っています。」
- 荒井「三判事の意見は合法性を次のように定義しています。国家の法が何を 意味するかを決定し、国家の法が何を求めるかを宣言する司法組織とし て、連邦最高裁が当に適任であると国民が容認することに示される実体 と認知の産物である。」
- 千葉「国民の納得が要ですね。」
- 荒井「そうです。もっともらしい法的根拠を示すだけでは不充分なのです。

特に連邦最高裁が社会的及び政治的な重圧を受けるときは、それ以上のものが必要とされます。」

- 土井「国民が納得するような言葉で語り掛けなければいけない。」
- 千葉「重圧との妥協ではなく、原理原則を遵守しているため国民の理解が得られるような説明が必要なのですね。」
- 馬場「理解と合意は別ですね。国民の中には反対の意見もある筈ですから。」
- 荒井「そこで三判事は、ロウ対ウェイド事件判決を覆せば、連邦最高裁の合法性に甚大且つ不必要な損害を与えると結論付けたのです。そして懸念すべき合法性は、最高裁自体のためではなく、最高裁が責任を負う全国民のためであると喝破しています。」
- 千葉「今回の事件では、オコンナー判事とケネディー判事は多数派に、スーター判事は少数派に別れました。」
- 馬場「しかし当時と事情は変わりません。」
- 荒井「連邦最高裁が司法と政治の微妙でありながら明確な境界線を踏越えたと感知される今回の事件では、国民の合意は別にしても、その行為に理解が得られるような説明が必要でしょうね。」
- 土井「連邦最高裁が政治問題を解決できると考えて失敗した例に、1857年のドレッド・スコット事件(Dred Scott v. Sandford)がありますね。連邦直轄地での奴隷制を禁止する立法は違憲であると判断して、南北戦争発端の一因になりました。」
- 荒井「土井君は歴史にも詳しい。」(笑い)
- 千葉「話は別ですが、スカリア判事の言う修復不能の損害には疑問がありま すね。」
- 土井「手作業再集計の結果、暫定的にゴア票がリードしても、開票方法その他適法性の問題から最終的に司法判断によってブッシュが大統領に就任することになった場合、新大統領に対する国民の負託(mandate)が疑問視されることを、スカリア判事は懸念しているのでしょうね。」
- 千葉「しかし、連邦最高裁の停止命令の有無に拘わらず、各候補の得票数は いずれ判明します。」
- 馬場「サンシャイン法(sunshine law)のことですか?」
- 千葉「そうです。」
- 荒井「千葉君の言うことは尤もです。フロリダ州の情報公開法によれば、情報機関や人権団体がフロリダ州全郡の投票を後日開票して公表することが可能です。」
- 馬場「ブッシュの抱える難題は、ひいては連邦最高裁も同様ですが、フロリ ダ州の投票が未開票の儘続く限りブッシュ勝利の合法性に疑問が残るこ

- とです。最高裁は全投票用紙の焼却処分を命じれば良かったと皮肉っぽく語る学者もいます。」(笑い)
- 千葉「進歩派のウォレン・コート(the Warren Court)ならいざ知らず、保守派のレーンキスト・コート(the Rehnquist Court)の決定であるだけに、意外感を抱いている人もいます。」
- 土井「アール・ウォレン主席判事(Chief Justice Earl Warren)は 1953 年から 1969 年まで 16 年間連邦最高裁長官の職を務めましたね。ところでどうしてそれとの比較が?」
- 千葉「レーンキスト・コートは連邦を構成する各州の主権を尊重してきました。今回の決定はそれと矛盾するように思えるのです。」
- 土井「やはり党派色がむき出しかな?」(笑い)
- 馬場「連邦最高裁の判事は 9 人中 7 人が共和党大統領によって任命されています。」
- 千葉「クリントン大統領はギンズバーグ判事とブレイヤー判事の二人を任命 しましたね。」
- 荒井「党派色を言えば、フロリダ州最高裁は全判事が民主党知事による任命です。」
- 土井「フロリダ州の行政府は知事と州務長官が共和党員、州議会も共和党議員が多数を占めます。」
- 千葉「仮定の話ですが、もし連邦最高裁が介入せず開票が進み、両候補の得票数が全く同数になったらどうなるのでしょうね。」
- 馬場「州の行政府と司法府が解決できないとすれば、連邦憲法の定めに従って州議会が決めることになるのでしょうね。」
- 土井「そうなればブッシュが大統領。」(笑い)
- 千葉「ゴア票が 1 票でも多ければ、紛糾しますね。選挙人名簿が二通りできます。州務長官認証のものと議会指名のものに。」
- 荒井「最終的に決めるのは連邦議会です。下院で決まるのですが、州毎の投票になります。今回の選挙によって、下院では 29 州で共和党議員が多数を占めますから、29 対 21 でブッシュに決まりです。」
- 千葉「休息をとりませんか?コーヒーの香りがする。」(笑い)
- 荒井「その前に一言追加しておきます。連邦最高裁の執行停止命令が出る 1時間前に第 11 巡回区連邦控訴裁判所がブッシュの訴えを却下しています。手作業再集計を認めても修復不能の損害は生じないとの判断です。しかし当選者が決定的に確定することを避けるため、連邦最高裁の判断が出るまでは、再集計の結果を正式認証してはならないと補足しています。お待たせしました。コーヒーをどうぞ。」

荒井夫人が香しいコーヒーの添えてアップル・タルト・ケーキを出してくれた。バター風味にアーモンドとリンゴの味わいが上品に調和している。

居間の壁に掛かったバング・オルフセン(Bang & Olufsen)のスピーカーから 12 月 11 日に連邦最高裁で開かれた口頭弁論の模様が流れている。90 分に 亘る審理の実況は閉廷直後にテープで公開された。

ゴアの代理人デイヴィド・ボイーズ(David Boies)弁護士は著名な法廷弁護士で、マイクロソフト独禁法違反訴訟第 1 審では連邦司法省の訴訟代理人を務め、赫々たる成果を挙げた。その後、インターネット上の音楽著作権侵害訴訟ではナップスター(Napster)の弁護士を務めた。但し、連邦最高裁に出廷した経験は僅か 1 度あるのみ。

前回までの連邦最高裁の審理では、ハーヴァード大学の高名な憲法学者ローレンス・トライブ教授(Prof. Laurence H. Tribe)がゴアの代理人を務めた。トライブ教授は連邦最高裁で過去 30 回弁論を行った経験を持つ超一流の法廷弁護士(top-flight oral advocate)である。準備書面(brief)はトライブ教授が主に執筆したものと思われるが("counsel of record"として名を連ねる)、口頭弁論者交替はゴア自身の決定による。フロリダ州内での訴訟は全てボイーズ弁護士が担当してきたことから、争点が連邦問題ではなく、州法の解釈にあることを力説したい意味合いがありそうだ。

ブッシュの代理人は一貫してセオドア・オルソン(Theodore B. Olson)弁護士、フロリダ州務長官キャサリーン・ハリスの代理人はジョゼフ・クロック (Joseph Klock Jr.)弁護士が務めた。共に連邦最高裁の審理には経験豊富である。

連邦最高裁でお馴染みのオルソン弁護士は、今回の弁論で新たな記録を打ち立てた。僅か 10 日の間に、連邦最高裁で 2 回、連邦控訴裁判所(第 11 巡回区)で1回弁論を行ったのである。出廷前には通常老練弁護士を相手に 2、3 回模擬法廷(moot courts)を開いて準備する必要のあることから、この記録は暫く破られそうもない。

なお、スカリア判事の子息ユージーン・スカリア(Eugene Scalia)がオルセン弁護士と同じロサンジェルスの法律事務所ギブソン・ダン・クラッチャー (Gibson, Dunn & Crutcher)に所属する弁護士であることは、利害の抵触から気にならぬでもない。

レーンキスト長官による開廷宣言、"We'll hear argument now in number 00949, George W. Bush and Richard Cheney v. Albert Gore, et al. Before we begin the arguments, the court wishes to commend all of the parties to this case on their exemplary briefing under very trying circumstances."で始まり、"The case is submitted."で終わる口頭弁論は、各裁判官からの質問が容赦なく相次ぎ、迫力

に富んでいる。

- 荒井「連邦最高裁の口頭弁論は、予定通り 12 月 11 日の 11 時に開始し、12 時 30 分に終了しました。前回 12 月 1 日の審理では、憲法理論が弁論の大半を占めていましたが、今回は論議の焦点が手作業集計が再開された数時間の間にフロリダ州で何が行われていたかに移ったようです。」
- 千葉「数時間とは 12 月 9 日午前中のことですね。未明に開票が始まり、午後には 5 対 4 に意見が割れた連邦最高裁の緊急停止命令で集計が中断しました。」
- 馬場「投票者意思の決定にどの様な基準が用いられたか、また郡によって異なる基準を用いたことがどの様な意味合いを持つか、などが論議されました。」
- 荒井「進歩派の判事は開票の再開を認めるための妥協策を模索していました。 異なった基準が連邦憲法に抵触するのなら、統一基準を策定するように 差戻せば良いではないかとの考えです。」
- 千葉「しかし先の停止命令で勝利を確信したブッシュ陣営のオルソン弁護士 とハリス州務長官の代理人クロック弁護士は乗り気を示していません ね。」
- 土井「スーター判事の厳しい追及を受けたオルソン弁護士がうっかり妥協の 姿勢を示し掛けたことがあります。」
- 馬場「すると、オルソン弁護士の発言を遮り、即座にスカリア判事が助け船を出しました。」(笑い)
- 荒井「助け船ではない。誘導です。(笑い)スカリア判事がブッシュ陣営の主張を代弁すると、オルソン弁護士がその都度、『全くその通りです。』(That's absolutely correct."、『それが正確です。』(That's correct.)と相槌を打つのですから。」(笑い)
- 土井「何とか妥協点を探り出そうとするブレイヤー判事の質問に、クロック 弁護士は全くたじろぎませんでした。『正しく穴が明けられていない投票 用紙は有効票ではないと愚考します。』(I would respectfully suggest that a ballot that is not properly punched is not a legal ballot.)と明快です。」
- 千葉「それには布石があります。各投票所には有権者に対する注意書きが掲示してあったとの説明です。投票用紙を穴開け機に差し込み、次に候補者を選んで穴を明け、そして機械から取り出した後、最後に小紙片が離れずにぶら下がっていないか確認しなさいとの注意です。」
- 荒井「問題が延引した原因は注意書きに従わなかった投票者にあるとクロック弁護士は言っていますが、州務長官の立場でそんな発言が許されると

も思えません。」

- 馬場「州最高裁に対してオコンナー判事はお冠でしたね。」(笑い)
- 荒井「無理もありません。無視されたも同然ですから。」
- 千葉「12 月 4 日の判決で連邦最高裁が開票を差止め、州最高裁に締切り期限 延長の法的根拠を質したのに、何の反応も無いことですね。」
- 土井「反応が無いだけでなく、再度、期限越えの再集計を命じたのですから。」
- 馬場「ゴア陣営のボイーズ弁護士は懸命に釈明していました。前回は州務長官が得票数を正式に認証する前に行った異議申立て(protest)に関する判断でしたが、今回は認証後の異議申立て(contest)に対する判決なのです。プロテスト手続きには期限が定められていますが、コンテストの手続きにはタイム・リミットがないとボイーズ弁護士は説明しています。」
- 荒井「ゴア陣営はオコンナー判事とケネディー判事の翻意を期待していたのに、オコンナー判事を怒らせたのは誤算でしたね。」
- 千葉「この口頭弁論が終わった数時間後に、フロリダ州最高裁は 6 対 1 の決定で連邦最高裁の命令に反応しました。締切り期限延長はフロリダ州憲法を根拠としたものではなく、州法を『永年培われてきた法律解釈の原則』を拠り所に解釈したものであると述べて、破棄された 11 月 21 日の判決を再確認しました。」
- 土井「既に時遅しの感です。」
- 馬場「ケネディー判事はオルソン弁護士を厳しく攻め立てましたね。」
- 千葉「フロリダ州最高裁は法律を書き換えて、集票締切り期限を延長し、州務長官の権限を縮小し、選挙法の"shall"と"may"の意味を"shall not"と"may not"に置き換え、一部の郡に無基準で不公平な手作業最集計を命じたなどと、オルソン弁護士が滔々と弁論を始めた途端、ケネディー判事に遮られました。」
- 荒井「そうでしたね。連邦最高裁の管轄権(our federal jurisdiction)の有無とその基礎となる連邦問題(federal issue)は何か?を聞かれました。」
- 土井「ゴングの響きが消えやらぬ中にジャブが顔面に当たった感じです。」( 笑 い )
- 馬場「必然的に、問題は州最高裁の管轄(appellate jurisdiction)に移りました。」
- 千葉「投票結果に対する異議申立ての訴えに、州巡回裁判所(circuit court)は管轄権を持っているが、州最高裁には上訴審理(appellate review)を行う権限がないと言う説は、事情が判らない人には珍奇な議論に見えます。」(笑い)
- 荒井「大統領の選出方法が連邦憲法によって、専ら州議会に委ねられたこと に根拠があります。州議会の制定した州選挙法が全てを支配します。州

- 憲法や州の他の法律が定める州の司法制度は無関係であるとの解釈です。」
- 馬場「オコンナー判事から、州法には上訴審理の規定が本当に無いのか念押しされて、オルソン弁護士も若干たじろいた様子です。上訴審理はブッシュ陣営の主たる主張ではないと後退しました。」
- 荒井「間髪を入れず、ケネディー判事が"I think that's right."と言ったため、廷内に笑声が漏れ、瞬時張り詰めた緊張が解けました。」
- 土井「笑声と言えばクロック弁護士の大失策がありましたね。」
- 千葉「判事の名を取り違えた?」
- 馬場「そうそう。スティーヴンス判事をブレナン判事(Justice Brennan)と呼んだ後、即座に自ら誤りに気付き、"I'm sorry."と言ったときは場内に笑いが起こりました。」
- 荒井「ブレナン判事は 1956 年から 1990 年まで連邦最高裁判事を務めた過去 の人です。」
- 馬場「その後にまた間違えた。」
- 土井「スーター判事をブレイヤー判事と間違えて呼びました。」
- 千葉「今度はスーター判事が『私はスーター判事です。発言を取り消す必要がありますね。』と言ったものですから廷内笑いの渦です。」
- 荒井「しかし圧巻はその後です。スカリア判事が質問を始めるときの応酬です。スカリア判事が"Mr. Klock? I'm Scalia."と言ったので笑いがでました。クロック弁護士は緊張気味に、"Yes, sir? I'll remember that."と答えました。そこでスカリア判事が"Correct me if I'm wrong....." と質問を始めたのですが、勘違いしたクロック弁護士が"It will be hard to forget."と発言したのです。廷内は爆笑です。」
- 土井「ああ!そうだったのか?」(笑い)
- 荒井「気が付いたようですね。」(笑い)
- 馬場「クロック弁護士もよほど緊張していたのでしょうね。」
- 千葉「私は誤解していません。(笑い)念のため言いますと、スカリア判事が ハリス州務長官側の主張を確認しようとして、『間違っていたら訂正して ください。』と言いかけたところ、クロック弁護士が『もうお名前を間違 えようがありません。』と答えたため、とんちんかんな会話になったので す。」
- 荒井「口頭弁論はこの辺で打ち止めにしましょう。12 月 12 日午後 10 時、遂に連邦最高裁の判決が出ました。」
- 馬場「異例とも言うべき複雑な判決ですね。」
- 千葉「而も 65 ページの長文です。両陣営の弁護団すら判決内容を完全に分析

するのに時間が掛かったようです。」

- 荒井「形式的には、ワシントンからタラハシーに問題が投げ返されたことになります。内容は、可能なら新しい再集計の方法を考えなさい、と言うものです。ところが多数意見は、返す刀で、現実問題としては既に時間がありません、と言い渡したのです。理由は、締切り期限(deadline)は選挙人が票を投じる12月18日ではなく、今日(12月12日)です、と言うのです。」
- 土井「2時間しか残っていない。」
- 千葉「判決文は執筆者の署名がない裁判所全体の意見(per curiam)になっています。」
- 土井「ところが、それに 5 本の付帯意見が添えられていますから、意見は 6 種類です。」
- 馬場「パー・キューリアムに付帯意見が付くのがそもそも珍しい。」
- 荒井「珍しいと言えば、判決の言渡しもそうです。普通なら、全判事が着席した法廷で、多数意見を書いた判事が事件の概要と判断内容を口頭で説明します。ところが今回は、混雑したプレス・ルームで待ち構える世界各地からの記者多数を尻目に、判事は個々に地下の駐車場から姿を消したのです。」
- 千葉「判決文のコピーはプレス・ルームのスタッフが配ったようですね。」
- 土井「それでは難解な判決を分析してください。」
- 千葉「他人事のように言わずに皆で。」(笑い)
- 荒井「争点は三つあります。スーター判事の意見書が要領よく纏めています。」
- 馬場「それでは私から。第一の問題は、州選挙結果に対する異議申立てを規定する州法に関するフロリダ州最高裁の解釈は、連邦法タイトル 3 セクション 5 (3 U.S.C. Sec. 5) に違反するかどうかです。」
- 千葉「ここで言う異議申立てとは、州務長官が全郡の集計結果を纏めて州全体の得票数を正式に認証した後に候補者その他が行うコンテスト (contest)ですね。」
- 荒井「そうです。」
- 馬場「第二の問題は、コンテストを規定する州法に関するフロリダ州最高裁の解釈は、連邦憲法 2 編 1 条 2 項(Article II, Sec. 1, cl. 2) に違反して、州議会が制定した法律を権限無く変更したことになるかどうかです。」
- 土井「大統領の選挙人選出方法を州議会の決定に委ねた条項です。」
- 千葉「副大統領も。」(笑い)
- 荒井「後で詳しく調べましょう。」
- 馬場「最後の問題は、機械集計から漏れて得票数に加算されなかった疑問票

- に残る穴開けの痕跡の判定方法は、連邦憲法第 14 修正 が保障する法の 平等な保護と適正な過程(equal protection and due process of law)に違反するかどうかです。」
- 土井「アンダーヴォート(undervote)の判定方法には、サンシャイン・テスト やスリー・コーナー・ルール がありましたね。」
- 千葉「スーター判事の整理した争点は明解ですが、分かり難いのは各判事の 判断です。」
- 土井「判決で意見が割れたのは、5 対 4 ですか、それとも 7 対 2 ですか?」( 笑 い )
- 荒井「その質問自体が答えを薄々ながら知っている証拠です。」(笑い)
- 馬場「フロリダ州最高裁の判決は、連邦憲法第 14 修正 が保障する法の平等 な保護と適正な過程に違反する、と判断した法廷意見から始めましょう。」 千葉「執筆者は?」
- 荒井「オコンナー判事とケネディー判事の共同執筆、またはそのどちらかの 判事です。」
- 土井「そう言えば付帯意見書には両判事の名が見えない。」
- 千葉「法廷意見に賛同したのはレーンキスト長官、オコンナー判事、スカリア判事、ケネディー判事、トーマス判事の5人と考えてよいですね。」
- 馬場「法廷意見は、先ず基本命題として、参政権(franchise)を取り上げています。各州議会が、連邦憲法 2 編 1 条 2 項に基づき付与された大統領選挙人団選出の権利を行使する手段として、全州民による選挙を選択するまでは、個々の市民は大統領選挙人選挙に連邦憲法上の投票権を持っていません。」
- 土井「それは今日最初の検討課題でした。」
- 馬場「州議会の選挙人選出の権限は絶対的なものですから、議会自身で選挙 人を選出しても良いのです。」
- 千葉「しかし、今ではどの州でも州民が選挙人を投票で選んでいますね。」
- 馬場「州議会が大統領選挙権を州民に付与したとき、州議会が州法で規定した投票権が基本的重要性を持ちますが、その根源の一つは、一票の重みが平等であり、而も各投票者に平等の尊厳が与えられることにあります。」
- 土井「脇道に逸れるかも知れませんが、州議会は州民に一旦付与した選挙権 を撤回できましたね。」
- 荒井「州議会は権限を剥奪されたり、放棄したのではありませんから。」
- 馬場「法廷意見によれば、参政権には当初付与されるときだけに平等の保護 (equal protection)が与えられる訳ではありません。行使の方法にも平等の 保護が備わります。」

- 千葉「或る州民の票を他の州民の票より重く見るなど、州政府が後日恣意的 に差別してはならないと言うことですね。」
- 荒井「州法の機構上、フロリダ州最高裁が有効票判定に関する選挙上の争い を解決し、更にはその解決に基づき手作業再集計を命じる権限があるか どうかまで、法廷意見は踏み込んでいません。」
- 土井「平等の保護が確保されているかどうかの判断には無用というわけですね。」
- 千葉「州最高裁は、投票者意思(intent of voter)を考慮せよと言っていました。」
- 馬場「抽象的命題としては、連邦最高裁にも異議はありません。それが出発 点となる原則ですから。本質的な問題は、平等を確保するための明確な 基準が欠けていることです。」
- 荒井「投票者意思を確定するための統一的基準の作成は実行可能であり、而 も必要である、と法廷意見は結論付けていますね。」
- 千葉「スリー・コーナー・ルールの適否だけではありませんね。」
- 荒井「そうです。有効票決定の基準の他に、基準実行の手続き、紛議票を再 検証する司法手続きなども、全州統一で定める必要があります。」
- 土井「しかしそれには時間がない。」(笑い)
- 馬場「判断の要は、州選挙人に連邦議会から異議がでない 12 月 12 日の安全港(safe harbor)です。」
- 土井「安全港をどう解釈するか、口頭弁論でも問題となりましたね。」
- 千葉「連邦法タイトル3セクション5(3 U.S.C. Sec. 5)の解釈?」
- 荒井「各州は州選挙人の指名に関する争いや異議を最終的に解決する方法を 州法で定めることができます。解決手段は裁判手続きその他どのような 方法によっても良いのです。そして、この州法が選挙人指名の確定日以 前に制定したものであって、而も争いや異議の解決が選挙人集会の確定 日 6 日前に為されたときは、選出された選挙人は争う余地なく確定しま す。」
- 土井「今回のフロリダ州を例に取ると、選挙人指名の確定日は投票日の 1 週間後 11 月 14 日です。選挙人集会は 12 月 18 日の開催が決まっていますから、6日前は 12 月 12 日です。」
- 千葉「選挙人が確定するとは、連邦議会が争わないと言うことですね。それ で安全港。」
- 土井「ところがフロリダ州最高裁やゴア陣営は、州の選択で安全港に避難し なくても良いと考えたのですね。」
- 千葉「安全港規定は義務ではない?」
- 荒井「しかし連邦議会で選挙人資格が否定されることがあり得ます。」

- 土井「フロリダ州の選挙人 25 人が無資格となれば、ゴアが次期大統領になります。」
- 馬場「そのような事態を懸念して、共和党主導のフロリダ州議会が別の選挙 人名簿(slate of electors)を準備しようとしたのです。」
- 荒井「法廷意見は、安全港の 12 月 12 日が目前に切迫しているため、最小限の憲法基準(minimal constitutional standards)を充たし、且つ期限内に完了する集計方法を作り出すことが不可能であると言っています。」

土井「そこまでが 5 対 4。」

荒井「ほら!知っている。」(笑い)

馬場「フロリダ州最高裁の命令には、再集計の手引きとなる明確な統一的基準が欠けているため、連邦憲法が定める平等な保護と適正な過程に抵触すると判断して、法廷意見に同意したのが、ブレイヤー判事とスーター 判事です。」

土井「それで 7 対 2。」

荒井「よくご存じで。」(笑い)

千葉「それがどうして5対4に?」

馬場「お惚けは止めましょう。」(笑い)

荒井「疲れたからでしょう。今日は長くなりましたから、もう一度休息を取ります。」

アイスクリームが出た。堅からず、柔らからず、程良く舌上で溶ける。 いつもながら荒井夫人には迷惑を掛ける。

各報道機関が11月7日に演じた開票速報の失態を反省している。ABC、CBS、NBC、CNN、Fox、APなどがコンソーシアムを組む Voter News Service による出口調査を基にした予測に、殆ど全社が専ら依存したところに原因がありそうだ。過ちを繰り返さぬため、各社それぞれに対策を講じている。CBSは、98ページの調査報告書を自社のウェブ・サイトに掲示した。

荒井「5対4でしたね。」

千葉「勘弁して下さい。」(笑い)

馬場「救済(remedy)に関して見解が異なります。ブレイヤー判事の意見によると、全州の機械判定漏れ票を単一の統一的基準に従って再集計するように指示して、フロリダ州最高裁に事件を差戻すべきなのです。元来事件を受理したことが誤りであったとブレイヤー判事は言っています。」

土井「12月12日の期限は?」

荒井「州が安全港の恩恵を受けたいのであれば勿論時間がありません。しか

し、選挙人集会が開かれる 12 月 18 日までに再集計を終える時間が残されているかどうかは州の裁判所が決定すべきことだとブレイヤー判事は考えています。ましてや、時間が足りないとすれば、それは連邦最高裁が不用意にも差止め命令を出したからです。自からが起こした問題(a problem of the court's making)です。」

- 千葉「ブレイヤー判事の意見書にはブランダイス判事の名が出てきますね。」
- 土井「ルイス・ブランダイス判事(Justice Louis D. Brandeis)は 1916 年から 1939 年まで連邦最高裁判事の職に就いていました。」
- 馬場「ブランダイス判事は『最高裁判事が為すべき最も重要なことは何もしないことだ。』(The most important thing we do is not doing.)と喝破し、権力行使の自制を促しています。」
- 荒井「同じく、スーター判事は、連邦最高裁の介入がなければ、フロリダ州 裁判所が問題を適切に処理したであろうし、もし州内で解決できない場 合でも、選挙人票の問題は連邦議会が考慮すべき事柄であると言ってい ます。判事によれば、フロリダ州に全疑問票を現在時点で集計する機会 を与えない正当性はありません。」
- 千葉「ギンズバーグ判事は更に歩を進めていますね。」
- 土井「安全港規定には重要性がないと言っています。」
- 馬場「安全港を定める 5 条に続く 7 条には他の重要な日付が規定されています。それが選挙人が集会し、票を投じる 12 月 18 日です。」
- 千葉「そこまではブレイヤー判事と同じです。」
- 馬場「次は12条に定める12月の第4水曜日です。」
- 土井「今年は12月27日に当たります。」
- 馬場「その日までに州の選挙人票が連邦議会に届かない場合に、議会は認証 結果の即時提出を州務長官に要求しなければならないのです。」
- 荒井「そこで終わらないのがミソです。」(笑い)
- 馬場「15 条です。選挙人票の有効性を決定する 1 月 6 日に行われる連邦議会 審議について詳細な規定があります。」
- 千葉「ゴア議長がジャクソン下院議員に密かに感謝した例の・・・」(笑い)
- 荒井「ギンズバーグ判事によれば、1月6日に比べて、その前の日付はどれも 究極的重要性を持っていないのです。」
- 土井「手作業再集計の時間はあり余るほどです。」(笑い)
- 荒井「連邦憲法の要件を充たす再集計は実行不可能であるとの法廷意見は検証を許さない予言に過ぎないと手厳しい意見です。検証不能の予言で合衆国大統領を決めてはならないとギンズバーグ判事は強調しています。」
- 千葉「尤もです。私もそう思います。」(笑い)

- 馬場「ギンズバーグ女史はご立腹の様子ですね。」
- 土井「ご立腹は口頭弁論のオコンナー女史では?」(笑い)
- 荒井「通常多数意見に反対の判事は多数意見に敬意を表しながら反対します。」
- 千葉「"I respectfully dissent."が決まり文句ですね。」
- 荒井「ところがギンズバーグ判事は意見書を"I dissent."で結んだのです。」
- 土井「それは凄まじい。」
- 千葉「最強硬の保守派判事は?」
- 土井「レーンキスト長官、スカリア判事、それとトーマス判事ですね。レーンキスト長官が同意意見を書いて、他の2判事がそれに賛同しています。 法廷意見に賛同すると共に、フロリダ州最高裁の決定を破棄しなければならない理由が他に複数あると言っています。」
- 馬場「通常の選挙ではなく、国の行政権を預かる大統領の選挙です。全国民 の幸福と安全に重要な関わりを持つ選挙の重大さを軽んじては行けない とレーンキスト長官は言います。」
- 土井「大統領の選挙であればこそ、州の定めた制限にも独特の連邦関連があるとの説です。」
- 千葉「連邦制についてどう考えるのでしょうか?」
- 荒井「二重主権制度(system of dual sovereignty)ですね。特に連邦裁判所と州裁判所の協調関係(cooperative judicial federalism)は重要です。」
- 馬場「レーンキスト長官もその辺りは抜かりがありません。(笑い)一般的に 連邦最高裁は州法の解釈については連邦制に対する礼譲と敬意(comity and respect)から州最高裁の決定に従っています。」
- 荒井「州裁判所の決定を主権州意思の権威ある表明(definitive pronouncements of the will of the States as sovereigns)と考えているのです。抵触法判例で名高いイーリ鉄道会社対トンプキンス事件(Erie R. Co. v. Tompkins 304 U.S. 64 (1938))を読むと理解できます。」
- 馬場「各州が共和政体を維持する限り、州政府内の分権、つまり州議会、州 行政府、及び州裁判所間の権力配分に関しては、通常であれば、連邦憲 法の問題は生じません。しかし幾つかの例外があって、連邦憲法が州政 府の特定部門に権力を与え義務を課すことがあるのです。今回がその事 例です。」
- 千葉「連邦憲法第2編1条2項 ですね。」
- 土井「各州は州議会が指示する方法で大統領と副大統領の選挙人を指名しな ければならない。」
- 馬場「従って州選挙法の条文自体が独立した重要性を持つのです。」
- 千葉「州裁判所による州選挙法の解釈以前の問題ですね。」

- 荒井「第 2 編 1 条 2 項が、州議会に包括的な権力を与え、選挙人指名方法を専属的に附与していると説く判例 もありますね。」
- 土井「大統領選挙人指名は通常の州法制定システムからは懸け離れている?」
- 馬場「そうです。だから連邦憲法の問題があるとレーンキスト長官は言って います。」
- 千葉「具体的に問題になるのは、連邦法タイトル3セクション5 (3 U.S.C. Sec. 5)の安全港規定 ですね。投票日以前に制定された州法に従って行われた州の決定を最終的なものとして保障しています。」
- 馬場「フロリダ州最高裁が、投票日の 11 月 7 日現在存在する法律の枠組みから逸脱して、12 月 12 日までには完了しない手続きを制限無く認めたのは、フロリダ州選挙法を公正な解釈を超えて歪曲するものであって、連邦憲法第 2 編に違反すると、レーンキスト長官は結論付けています。」
- 土井「州政府の権限にもレーンキスト長官は言及していますね。」
- 馬場「はい。州議会は州務長官を選挙主任官(chief election officer)に指名し、選挙法の適用、執行、及び解釈を統一・画一的に行う義務を課しています。つまり州法の定める選挙過程は行政府に負託されています。従って、州務長官の裁量権を侵害して、集票期限を延長し、疑問票を再確認するフロリダ州最高裁の決定は、連邦憲法に違反すると保守派裁判官は考えています。」
- 荒井「州法の解釈については、全ての判事が言及しています。ここでは、ギンズバーグ判事の意見を読んでみましょう。」
- 土井「多数派に猛反発したギンズバーグ判事も、もし州法の解釈が自分に課せられた任務なら、レーンキスト長官の意見に同調したかも知れないと言っています。」
- 荒井「しかしその続きが大切です。」
- 馬場「州法の解釈について州裁判所と仮令意見に異にしても、州裁判所の判断は法解釈でなく、新たな立法行為であると、連邦最高裁が断定する根拠はないのです。」
- 千葉「連邦管轄の訴訟で連邦裁判所が州法を解釈することは日常的に頻発することです。」
- 土井「州籍相違に基づく訴えがそうです。連邦裁判所が適用する手続法は連邦法ですが、実体法は所在地州法になります。」
- 千葉「州法が不明の場合、連邦裁判所は通常州最高裁に照会します。」
- 土井「照会はサーティフィケーション(certification)と呼びます。」
- 荒井「会話に割り込んで良いですか?」(笑い)
- 千葉「もう一言。」(笑い)

- 荒井「どうぞ。」
- 千葉「連邦裁判所の自制は連邦制の下に於ける司法協調に必須です。」
- 土井「高度の見解ですね。」
- 千葉「いいえ。ギンズバーグ判事説の受売りです。」(笑い)
- 荒井「そうですね。ギンズバーグ判事によれば、州法の解釈に関して州最高 裁の見解に敬意を払う原則は連邦制度の核心とも言えるのです。」
- 馬場「まだ何かありましたね。」
- 荒井「フロリダ州最高裁の管轄権でしょう?」
- 千葉「口頭弁論でオコンナー判事に追求されたオルソン弁護士が主張を半ば 取下げた上訴審理の問題ですね。」
- 荒井「判決ではスティーヴンス判事の意見がこれを詳細に分析しています。」
- 馬場「州の立法権は最高権力(supreme authority)であっても州憲法の制約を受けることは当然です。フロリダ州憲法第 5 条によれば立法権は司法の審理に服します。連邦憲法第 2 編によって州立法権が州憲法の制約から開放されることはないのです。」
- 土井「連邦法タイトル3セクション5についても同様ですね。」
- 荒井「連邦議会は州政府が、それには立法府、行政府、及び司法府の全てが 含まれますが、違反してはならない積極的義務(affirmative duties)を課し ているのではありません。従って、安全港の関連でも、州司法府は州選 挙法を解釈し、選挙訴訟を審理することができます。」
- 千葉「スティーヴンス判事の判決に辛辣な文章がありますね。」
- 土井「ブッシュ陣営がフロリダ州に於ける選挙手続きを攻撃している根底には、州裁判官の持つ公平さと能力に対する信頼の欠如があると言っています。」
- 千葉「多数派に対する批判もあります。」
- 土井「そのような攻撃を承認する多数意見は、国中の裁判官が行う仕事に対して投げられた最も皮肉な評価に信憑性を与えるに過ぎないと。」
- 荒井「締めはもっと強烈です。今回の大統領選挙で真の勝者を仮令知ることができなくても、敗者は明白である。敗れたのは、法律を不偏不党で護らねばならぬ裁判官に対する国民の信頼である。」
- 馬場「凄まじいですね。」
- 荒井「今日は熱の入った討論で時間が大幅に超過しました。しかし得るところの多い一日でした。皆さんご苦労様でした。」
- 馬場・千葉・土井(異口同音に)「有り難うございました。」

荒井家の新年は薦被りの菊正で始まる。今夜は無礼講になりそうだ。

史上稀に見る選挙後の混乱が収束すると、待ちかねたかの如く、4年後の大統領選挙が話題に上り始めた。実際、遠い話ではない。ニュー・ハンプシャー州の予備選挙は3年2ヶ月後に開かれる。

民主党の次期大統領候補は誰か? 8 年間続いた好景気を追風に闘った現職副大統領でありながら敗れたアル・ゴアに再起の可能性は小さい。しかし、当初言われた負けっぷりの悪い敗者(sour loser)の評は消えた。却って選挙後の 36 日間を聖戦(crusade)と評価する向きもある。国民の総投票数で勝ったこと、フロリダ州の得票が僅差(razor thin or photo-finish)であったことなどから、もう一度チャンスを与えるべきだとの声が無きにしも非ず。

民主党は新顔を好む。過去に、ジミー・カーター(Jimmy Carter)、マイケル・デュカキス(Michael Dukakis)、ビル・クリントン(Bill Clinton)の例がある。然すれば、ゲッパート下院議員(Rep. Richard A. Gephardt (D-Mo.))、デイヴィス・カリフォルニア州知事(Cal. Gov. Gray Davis)辺りが本命か?対抗は言わずもがな、ヒラリー・クリントン上院議員(Senator Hillary Rodham Clinton (D-NY))であろう。

一同が荒井家を辞した時、時計の針は既に10時を可成り回っていた。

11月7日: 投票日。投票締切り1時間後に早くもAP通信、CBS、ABC、NBC、CNNなどがフロリダ州でのゴア勝利を報道。しかしその20分後にこれを撤回。午後11時16分FOXニューズ・チャンネルがフロリダ州でブッシュテキサス州知事が勝ち、結果的にホワイトハウスの座を獲得したと報道。それから4分以内に、他のネットワークが同様の結論に達した。

11月8日: 報道の直後、ゴア候補がブッシュ候補に電話して敗北を認める。しかし1時間後にフロリダ州の集計票が接近し、ゴア候補は再度ブッシュ候補に電話して、敗北宣言を撤回。フロリダ州での最初の開票結果はブッシュの獲得票数 2,909,135 に対しゴア票が 2,907,351 とブッシュがリード。しかし投票総数約 6百万票に対して得票数の差が 1,784 票であり、フロリダ州法(section 102.141(4))の定める 0.5%に満たないため自動的に機械による再計算が始まる。パーム・ビーチ郡(Palm Beach County)で用いられたバタフライ投票用紙の意匠から生じた混乱を理由とする最初の訴訟が有権者から提起される。

11月9日: 機械による再集計の結果 ブッシュのリードは 327 票に縮ま

る。フロリダ州民主党委員会は州法(section 102.166)に基づき パーム・ビーチ、ブロワード(Broward)、ヴォルージア (Volusia)3 郡での手作業集計を求める。

11月11日: 一般人の語彙に新たな単語チャド(chad)が加わる。投票時にパンチ・カードから落ちる、または落損ねた四辺形の小紙片である。ぶら下がった小紙片(hanging chads)、凹型に窪んだ小紙片(dimpled chads)、凸型に膨らんだ小紙片(pregnant chads)など様々である。パーム・ビーチ郡の選挙管理委員会(election canvassing committee)はピンホールを通して光が見えるかどうかで有効票と無効票を判定するサンシャイン・テスト(sunshine test)を当初用いたが、その後3辺が切離されているかどうかを基準とするスリー・コーナー・ルール(three-corner rule)に変えた。選管は46万票の手作業集計を決定。ブッシュ陣営が最初の訴訟を提起。連邦地裁にフロリダ3郡での手作業集計阻止を目論む。

11月12日: 世論調査によれば、国民は訴訟を望んでいない。

11月13日: マイアミの連邦地裁は手作業集計差止めを求めるブッシュ 陣営の訴えを却下。キャサリン・ハリス州務長官(Florida Secretary of State Katherine Harris)は州法(section 102.111(1))の定める投票日1週間後の11月14日午後5時以降に到着した手作業集計は無視すると声明。ヴォルージア郡選管、パーム・ビーチ郡選管その他の原告が、11月14日の締切り期限に拘束されないことの確認と、同日以降の開票結果をハリス州務長官が無視することの差止めを求めてレオン郡第2巡回裁判所(the Circuit Court of the Second Judicial Circuit in Leon County)に訴える。

11月14日: レオン郡巡回裁判所のルイス判事(Judge Terry P. Lewis)は開票締切り期限が強制的(mandatory)であると判断する一方、郡選管が期限後も手作業集計を続行することを認めた。州務長官は、あらゆる「付帯事実・情況」を考慮の上(considering all attendant facts and circumstances)、後日提出される票数を採用するか否かの裁量権を有するとのルイス判事の判断である。郡選管は第1地区控訴裁判所(the First District Court of Appeal)に控訴。

11 月 15 日: ハリス州務長官は、郡選管から文書によって提出された 「付帯事実・事情」には正当な根拠がないと判断し、週末に も手作業集計を続行したいとの郡選管申入れを却下。州務長官は、海外在住者の不在者投票(overseas absentee ballots)の最終結果を得た上で、11 月 18 日(土曜日)に勝者宣言を行うと発表。

- 11 月 16 日: フロリダ州民主党とゴア候補は修正開票結果を受理するよう州務長官に求めてレオン郡巡回裁判所に提訴。フロリダ州最高裁は全裁判官7名一致の意見でパーム・ビーチ郡のパンチ・カード疑問票の手作業集計の再開を命じる。
- 11 月 17 日: フロリダ州最高裁は、州務長官に対して、手作業集計の是非に関する審理を終えるまで、得票結果の認証を遅らせるよう命じる。マイアミ・デイド郡(Miami-Dade County)はパーム・ビーチ郡とブロワワード郡に続いて 50 万票全ての手作業集計の再開を決定。この結果民主党の強固な地盤であるフロリダ州南部の投票 170 万票が再集計の対象となる。第 11 巡回区連邦控訴裁判所大法廷は手作業集計の続行は違憲であるため阻止すべきであるとのブッシュ陣営からの訴えを却下。
- 11 月 18 日: 海外在住者票を集計した結果、ブッシュのリードは 930 票 に広がる。
- 11 月 21 日: フロリダ州最高裁は全裁判官一致の意見で、州務長官は民主党支持者が圧倒的に多い 3 郡での手作業集計を、11 月 26 日迄に提出されたものに限り、得票総数に含めるべきであると判断した。42 ページからなる判決は 25 年前の州最高裁判例及びイリノイ州最高裁判決を引用して、各投票者の意思表示(indications of a voter's intent)を尊重すべきであると言う。しかし判決は、重要な論点である投票者意思に関して、明確な判定基準を示していない。
- 11 月 22 日: 共和党副大統領候補のディック・チェニーが心臓発作で緊 急入院。
- 11月23日: フロリダ州最高裁はゴア陣営から出されたマイアミ・デイド郡に手作業集計の再開を求める訴えを却下。
- 11 月 24 日: 連邦最高裁はフロリダ州での手作業集計停止を求めたブッシュ陣営の上告を受理。連邦最高裁は両当事者に選挙結果に関する疑義取扱いを定める連邦法 3 U.S.C. Sec. 5 の解釈について釈明を求める。チェニー副大統領候補退院。
- 11 月 26 日: 裁判所命令に基づく集計締切り期限。手作業集計の結果を 一部(ゴア陣営の求めた 4 郡の全てではなく)含めた得票数

がハリス州務長官によって正式に認証される。両者の得票数はブッシュ 2,912,790 票、ゴア 2,912,253 票で、ブッシュのリードは 537 票となる。

- 11 月 27 日: ゴア陣営は選挙結果に異議を申立てレオン郡巡回裁判所に 提訴。世論調査によれば、ゴアは敗北を認めるべきだとの意 見が多数を占める。
- 11月28日: レオン郡巡回裁判所のサウルズ判事(Judge N. Sanders Sauls) がフロリダ州南部郡の投票用紙を首都タラハシーに陸上輸送するよう命じる。
- 12 月 1 日: フロリダ州最高裁が疑問票の即時集計を求めるゴア陣営から の上告を却下。また最高裁はパーム・ビーチ郡で使用された バタフライ式投票用紙に関する異議申立ても却下。連邦最高 裁で90 分間の口頭弁論が開かれる。
- 12 月 3 日: 世論調査によれば、連邦最高裁が選挙争訟に介入することを 多数が是認。
- 12 月 4 日: 連邦最高裁が、締切り期限の延期を定め手作業集計の加算を 命じた 11 月 21 日のフロリダ州最高裁判決を差し戻し、同最高 裁に判断の法的根拠について説明を求める。レオン郡のサウ ルズ判事はゴア陣営が申立てた疑問票 14,000 票の手作業集計 を拒否。
- 12 月 6 日: 第 11 巡回区連邦控訴裁判所は、特定郡のみの手作業集計を 許容することは違憲であるとのブッシュ陣営からの申し立て を却下。フロリダ州議会は、セイフティー・ネットを設ける ため、ブッシュ支持の選挙人を指名する臨時議会開催を決定。
- 12 月 7 日: 第 5 巡回区連邦控訴裁判所は共和党のチェニー副大統領候補 がワイオミング州の住民であると確定したテキサス州連邦地 裁判決を支持。憲法第 12 修正によると正副大統領候補は同一 州民であってはならない。
- 12 月 8 日: フロリダ州最高裁が、全州について機械集計による無効票 (undervotes)43,000 票の手作業集計を命じる。また賛否 4 対 3 に割れた判決は、先にハリス州務長官の認証得票数から除外されたパーム・ビーチ、マイアミ・デイド 2 郡の票を有効として加算した。その結果、ブッシュのリードは 537 票から 154 票に縮んだ。他方、レオン郡巡回裁判所判事は 2 郡に於ける不在者投票の廃棄請求を却下。
- 12月9日: 未明に43,000票の機械集計無効票の再集計開始。午後、賛否

が 5 対 4 に割れた連邦最高裁が、ブッシュ陣営の申立てを受けて、手作業集計の停止を命じ、12 月 11 日に口頭弁論を開く旨決定。無効票の手作業集計中断。他方第 11 巡回区連邦控訴裁判所は同様の訴えを却下。

12 月 10 日: 世論調査によれば、僅差ながら連邦最高裁は手作業集計の続行を認めるべきだとの意見が多数を占める。

12月11日: 連邦最高裁での口頭弁論が90分に亘って行われる。

12月12日: 東部時間午後10時、連邦最高裁はフロリダ州最高裁の判決を破棄し、手作業集計の続行を禁止する。判決理由は6意見に分かれ、複雑で難解な判決文は65ページに及ぶ長文である。フロリダ州最高裁の判決に問題ありとする判事は7名、再集計を許容する日数的余裕がないため、法的救済は見出せないと判断する判事は5名である。

12 月 13 日: アル・ゴア副大統領が敗北を宣言。ブッシュ・テキサス州 知事はエイブラハム・リンカーン(Abraham Lincoln)の「アメ リカ国民は意見の相違を乗り越えて立ち上がらなければなら ない。」(Our nation must rise above a house divided.)を引用して、 勝利の宣言を行う。

1月6日: アル・ゴア副大統領が議長を務める上下両院合同会議(joint session of Congress)は、ジョージ・ダブリュー・ブッシュを次期大統領に、またリチャード・ビー・チェニーを次期副大統領に正式に決定。イリノイ州選出民主党上院議員ジェシ・ジャクソン(Rep. Jesse L. Jackson, Jr.(D-III.))その他の黒人議員団(Congressional Black Caucus)は、フロリダ州で多くの黒人州民が選挙の機会を奪われたことに抗議して、異議申し立てを行った後、議場を退席。

文末脚注 11月11日の項を見よ。

#### Title 3, United States Code, Chapter 1, Section 5

If any state shall have provided, by laws enacted prior to the day fixed for the appointment of the electors, for its final determination of any controversy or contest concerning the appointment of all or any of the electors of such state, by judicial or other methods or procedures, and such determination shall have been made at least six days before the time fixed for the meeting of the electors, such determination made pursuant to such law so existing on said day, and made at least six days prior to said time of meeting of the electors, shall be conclusive, and shall govern in the counting of the electoral votes as provided in the Constitution,

and as hereinafter regulated, so far as the ascertainment of the electors appointed by such state is concerned.

#### The Constitution of the United States of America

#### Article II, Section 1., Clause 2.

Each State shall appoint, in such Manner as the Legislature thereof may direct, a Number of Electors, equal to the whole Number of Senators and Representatives to which the State may be entitled in the Congress; but no Senators or Representative, or Person holding an Office of Trust or Profit under the United States, shall be appointed an Elector.

### The Constitution of the United States of America

#### Amendment XIV [1868], Section 1.

All persons born or naturalized in the United States, and subject to the jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the State wherein they reside. No State shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law; nor deny to any person within its jurisdiction the equal protection of the laws.

文末脚注 11月11日の項を見よ。

脚注を見よ。

脚注を見よ。

McPherson v. Blacker, 146 U.S. 1 (1892)

脚注を見よ。

# (註)初出:「海事法研究会誌」(第 160 号)「やさしく学ぶアメリカ契約法 第 14 回 」2001.2.1(社)日本海運集会所

© Copyight 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved